



ハンカチの木

NAO Letter

N
A
O
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

◆ 5月の税務と労務

- 国 税**／4月分源泉所得税の納付 5月10日
- 国 税**／3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月31日
- 国 税**／9月決算法人の中間申告 5月31日
- 国 税**／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税**／個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税**／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- 国 税**／特別農業所得者の承認申請 5月15日

5月

(皐月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	.	.	.

地方税／自動車税・鉦区税の納付

都道府県の条例で定める日

ワン
ポイント

地方税納付書にQRコード 令和5年度から、地方税の納付書に「地方税統一QRコード」(eL-QR)が付されています。このQRコードにより、市・県民税(普通徴収)や固定資産税・都市計画税、自動車税・軽自動車税(種別割)について、eLTAXや金融機関、スマホアプリによる納税ができます(対象税目は自治体により異なります)。

従業員等が会社から 受ける経済的利益 ～給与課税の対象と ならないように注意～



会社の役員や経理担当者の中には、従業員等に対して金銭による給与以外の費用負担や金品の贈与などを行った場合、それらは単純に会社の経費（損金）等として、給与課税の対象外とお考えの方もいるのではないのでしょうか。

今回は、このようなケースにおける税務上の取扱いを見ていきたいと思います。

一 経済的利益として課税されるものとは

注意しなければならないのは、

給与を支給したのと同様の経済的効果をもたらす費用負担などは、「経済的利益」として給与課税の対象となることです。この経済的利益に該当するものの例として、次のものがあります。

経済的利益の例

①	物品（商品）その他の資産の無償・低額譲受け
②	土地・家屋その他の現金以外の資産の無償・低額借受け
③	金銭の無利息・低利息借受け
④	②、③以外の用役（サービス）の無償・低額享受
⑤	未払金等の債務の免除・肩代わり

二 経済的利益として課税される額

前述の「経済的利益の例」における、主な給与課税の対象となる金額は次のとおりです。

- (1) 物品（商品）その他の資産の無償・低額譲受け
無償の場合はその資産の時価、低額の場合はその額と実際に支払った金額との差額。

- (2) 土地・家屋その他の現金以外の資産の無償・低額借受け
無償の場合は通常支払うべき対価の額、低額の場合はその額と実際に支払った金額との差額。
- (3) 金銭の無利息・低利息借受け
無利息の場合は通常の利率により計算した利息の額、低利息の場合はその額と実際に支払った利息との差額。

- (4) ②・③以外の用役（サービス）の無償・低額享受
無償の場合は通常支払うべき対価の額、低額の場合はその額と実際に支払った金額との差額。
- (5) 未払金等の債務の免除・肩代わり
債務免除の場合はその免除された金額の相当額、肩代わりした場合はその負担した金額。

三 給与課税の対象とならない経済的利益の例

- (1) 通勤手当・旅費等
電車・バス通勤者の通勤手当

③ 通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路および方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額。ただし、新幹線や特急列車を利用した場合の運賃等の額は、その通勤方法や経路が「最も経済的かつ合理的な経路および方法」に該当する場合には含まれませんが、グリーン料金は含まれません。また、1か月当たり15万円を超える場合には、15万円が限度額となります。

② マイカー・自転車通勤者の通勤手当
1か月当たりの限度額は、片道の通勤距離（通勤経路に沿った長さ）に応じて、次頁表のように定められています。

③ 転勤に伴う転居費用等
家族分も含めて転居のために必要な運賃、宿泊費、引越し費用などとして、適正な旅費規程等に基づく金額であれば非課税とされています。

また、単身赴任者などの帰省旅費については、従業員個人が負担すべきものとして、課税の対象となりますが、職

マイカーなどで通勤している人の非課税となる
1か月当たりの限度額の表

片道の通勤距離	1か月当たりの限度額
2km未満	(全額課税)
2km以上10km未満	4,200円
10km以上15km未満	7,100円
15km以上25km未満	12,900円
25km以上35km未満	18,700円
35km以上45km未満	24,400円
45km以上55km未満	28,000円
55km以上	31,600円

(2) 社宅費用
務の遂行上必要な移動に付随して帰宅したような場合には、原則として非課税とされます。

従業員の社宅や寮の場合、1か月当たり一定額の家賃(賃貸料相当額)以上を受け取っていれば課税されません。

この場合の賃貸料相当額は、次の金額の合計額をいいます。
ア その年度の建物の固定資産税の課税標準額×0.2%
イ 12円×(その建物の総床面積(㎡)÷3.3㎡)

ウ その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×0.22%
賃貸料相当額と実際に受け取っている家賃との差額が給与として課税されますが、従業員に限り、賃貸料相当額の50%以上の家賃を受け取っている場合、差額は課税しないこととされています。

会社などが所有している社宅や寮などを貸与する場合に限らず、他から借りて貸与する場合でも、前記のアからウを合計した金額が賃貸料相当額となります。したがって、他から借受けた社宅や寮などを貸与する場合にも、貸主等から固定資産税の課税標準額などを確認することが必要です。

なお、役員社宅の場合には、一定の床面積を超える場合や、いわゆる豪華社宅に該当することになる場合は、非課税要件が厳しくなるのでご注意ください。

(3) 食事支給・補助
次の2つの要件のどちらも満たしていれば、非課税とされています。

① 役員や従業員が食事の価額の半分以上を負担しているこ

と

② 次の金額が1か月当たり3500円(税抜き)以下であること

(食事の価額)－(役員や使用人が負担している金額)

この場合の「食事の価額」とは、弁当などを購入して支給している場合には、業者に支払う購入金額、社員食堂などで会社で作った食事を支給している場合には、食事の材料費や調味料など食事を作るために直接かかった費用の合計額となります。

ただし、食事を支給するのではなく、現金で食事代の補助をする場合には、深夜勤務者に夜食の支給ができないために1食当たり300円(税抜き)以下の金額を支給する場合を除き、補助をする全額が課税の対象となります。

なお、残業又は宿日直に対し支給する食事は、無料で支給しても非課税とされています。

(4) 社員旅行

その旅行の内容(旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、従業員等の参加割合・使用者及び参加従業員等の負担

額及び負担割合など)を総合的に勘案して、社会通念上一般に行われている旅行と認められるものについては、非課税とされています。具体的には、その経済的利益の額が少額であると認められ、次のいずれの要件も満たすものをいいます。

① 旅行の期間が4泊5日以内(海外旅行の場合には、外国での滞在日数が4泊5日以内)であること

② 旅行に参加した人数が全体の人数(工場や支店ごとに行う旅行は、それぞれの職場ごとの人数)の50%以上であること

(5) 人間ドックの費用負担
健康管理の必要から、一般的に実施されている人間ドック程度のもので、一定年齢以上の希望者は全て検診を受けることができ、かつ、検診を受けた者の全てを対象として、その費用を負担する場合には非課税とされています。

【参考資料】
国税庁
給与等に係る
経済的利益



税金クイズ

昭和14年に導入され、同19年の改正では、税率が300%にまで引き上げられた税金は、次のうちどれでしょうか。

- ①遊興税 ②遊興飲食税 ③観覧税

【解説】

遊興飲食税は、昭和14（1939）年の支那事変特別税法の改正で導入された国税です。料理屋や旅館などでの遊興又は飲食料金に課税する税で、それまでは地方税（遊興税）でした。昭和15（1940）年に国税の遊興飲食税となり、昭和22（1947）年には再び地方税の遊興税となりました。

遊興飲食税は、昭和19（1944）年の改正で芸妓の花代の税率が最高300%になったことで知られ、戦時中のとんでもない税金の例として、しばしば引き合いに出されます。

もともと遊興飲食税の国税化には、奢侈的消費の抑制という目的があったので、地方税時代よりも高い税率が設けられました。衣食住における消費や奢侈を抑制して、国民生活を戦時体制に適應させる目的があったのです。

芸妓の花代の税率は、最初は料金の20%だったのですが、昭和15年に30%、同16年（1941）に100%、同18（1943）年に200%、そして同19年には300%になっています。昭和16年改正のとき、当時の大蔵大臣は、戦時財政の必要と消費の抑制、そして国民生活自粛の観点からすれば、花代の税率はこのくらいで良いという意見で改正を主導したようです。

昭和16年12月、日本はアメリカとイギリスに宣戦布告し、太平洋戦争へと突き進んでいきました。このような禁止的な高い税率になったのは、戦局の拡大により一層の消費抑制が求められたからといえます。

——— 正解は、②遊興飲食税でした。

（出典：税務大学校税務情報センター）

不動産取得税と贈与

不動産取得税は、土地や家屋の購入、贈与、家屋の建築などで不動産を取得したときに、取得した方に対して課税される税金です。有償・無償の別、登記の有無にかかわらず課税となります（相続により取得した場合は、一定の場合を除きます）。注意しておきたいのは、贈与税において、夫婦間の居住用不動産の贈与の特例の適用を受け

た場合や、相続時精算課税制度の適用を受けた場合でも、不動産取得税の課税の対象となる点です（贈与を取り消した場合でも同様）。また、等価交換による不動産の取得も不動産取得税の課税の対象となります。不動産の移転に際して、不動産取得税は大きなコストですので、必ず事前に確認をしておきましょう。

KEY WORD みなし相続財産

相続税の課税対象となる財産は、現金、預貯金、有価証券、宝石、土地、家屋などのほか貸付金、特許権、著作権など金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべての民法上の財産（本来の財産）の他に、相続税法の規定などにより相続税の対象となるものもあります（みなし相続財産）。

みなし相続財産の代表例としては、被相続人の死亡を保険事故として受け取る生命保険金（被相続人が保険料を負担したもの）や、会社から遺族に支給される死亡退職金があります。

その他には、被相続人が受益者だった信託の信託受益権で、その死亡後に受益者となる人は、その信託財産を、被相続人から遺贈により取得したものとみなされるなど、みなし相続財産にはいくつか種類があります。

生前贈与加算の対象となる財産の確認と同様に、これらの相続財産への加算漏れには、注意が必要です。